

(別紙)

○18 歳未満の国民健康保険加入者にかかる均等割額の全額減免について

ニセコ町独自の取組みとして、令和 7 年度より 18 歳未満の子どもにかかる国民健康保険税（均等割額）を全額減免とする方針について、国民健康保険審議会（書面会議）を行った際にいただいたご意見と、ご意見に対する町の考え方は以下のとおりです。

■意見の受付期間：令和 7 年 2 月 12 日（水）から令和 7 年 2 月 25 日（火）まで

〈ご意見①〉

・18 歳未満の子どもに限定した支援をすることで、高齢者を含めた他の加入者の負担が増えるのでは？

〈回答：保健福祉課〉

今回の全額減免の財源は、すでに積立てている国保基金を充当します。この制度により国保税率を高くするなど、他の加入者様への負担が増えることは考えていません。

〈ご意見②〉

・国民健康保険税（料）は今後、北海道全体で税率が統一される。町単独の支援をすることでペナルティがあるのでは？

〈回答：保健福祉課〉

ご指摘のとおり、北海道の国保税（料）率は令和 12 年度に全道一律となり、道内のどの市町村でも同じ保険税（料）率となる予定とされています。そのため、ニセコ町においても、令和 5 年度より北海道から提示される標準税率に合わせた税率の改正を実施しているところです。

国や道からのペナルティについては、財源が「国保基金」からの充当であるため、交付税措置等のペナルティの対象ではありません。

なお、ペナルティの対象となる例として、国保会計の赤字補填のために一般会計から法定外の繰入をした場合などがありますが、そのようなケースは想定していません。

18 歳未満の均等割全額減免については、毎年開催される国保審議会で国保基金の残高などの財政状況をお示しした上で、継続の判断を協議していく考えです。

【お問い合わせ先】

ニセコ町 保健福祉課 保険医療係 電話 0136-44-2121 hoken-i@town.niseko.lg.jp